

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給を記載した書類

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人さゆり（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事、監事をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 理事長 報酬
- (2) 理事・監事 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 役員等で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支給されない場合において、理事に準じて報酬等を支給することができる。

3 全役員等の年度内報酬総額は、100万円以内とする。

4 役員等一人当たりの年度内総額は、別表第1から別表第3に定める年度総額以内とする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 支給しない
 - (3) 退職慰労金 支給しない
- 2 理事・監事に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、就業規則第36条第1項並びに第3項、及び第37条の規定に準じる。

- 2 理事、監事、評議員に対する報酬は、理事会、評議員会、監査または委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給することを原則とする。また、月額支給の場合は1日から末日までを計算期間として翌月10日までに支給する。
- 3 前第2項の規定に拘わらず、同日の業務について報酬を重複して支給しない。
- 4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長に就任した者にはその日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任または解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として在籍日数で日割りによって計算する。計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- 4 前第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合は、その月の報酬を支給する。

(費用弁償の支給)

第7条 費用弁償は、次に掲げる者について報酬とは別に支給する。

- (1) 評議員会、理事会、監査、評議員選任・解任委員会に出席した役員、評議員
- (2) 法人及び施設の業務執行上特に必要があつて出席した役員、評議員
- (3) 理事長が法人の会議開催に当り、説明のため特に出席を依頼した者

- (4) 理事長が法人及び施設の業務執行上必要があつて出席又は旅行を依頼した者
- (5) 法人の業務執行のために出務した役員

(費用弁償の支給方法)

- 第8条 理事、監事、評議員に対する費用弁償は、理事会、評議員会、監査への出席など法人・施設運営のための業務にあつた都度支給することを原則とする。
- 2 前項の規定に拘わらず、同日の業務について費用弁償を重複して支給しない。
 - 3 費用弁償は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用弁償の額)

- 第9条 前条各号の出席者及び旅行者には、別表第5により費用を弁償する。

(旅費による費用弁償)

- 第10条 役員等が、町外に出張したときは、法人の旅費規程によりその費用を弁償する。
- 2 役員等以外の者が、法人の依頼に応じ、業務のため出張した場合には、その者に対し、費用弁償として法人の旅費規程によりその費用を弁償することができる。

(公表)

- 第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議よって行う。

(適用日)

令和4年(2022年)11月1日から適用する。

別表第1（理事長の報酬）

業 務 内 容	報 酬 の 額	年 度 総 額
業務の執行、執務	月額 50,000円	600千円以下
理事会等会議への出席	日額 7,000円	42千円以下

別表第2（理事・監事の報酬）

（1）理事

業 務 内 容	報 酬 額	1人当たりの年度総額
理事会等会議への出席	日額 7,000円	35千円以下
法人・施設業務のための出勤	日額 7,000円	14千円以下

（2）監事

業 務 内 容	報 酬 額	1人当たりの年度総額
監事監査等への出席	日額 7,000円	28千円以下
理事会等会議への出席	日額 7,000円	35千円以下
法人・施設業務のための出勤	日額 7,000円	14千円以下

別表第3（評議員の報酬）

業 務 内 容	報 酬 日 額	1人当たりの年度総額
評議員会への出席	日額 7,000円	21千円以下
法人・施設業務のための出勤	日額 7,000円	14千円以下

別表第5（費用弁償の額）

1 費用弁償の費用は交通費とする。

（1） 起点の定義

- ①法人の会議並び執務のための起点は自宅とする。
- ②市外地への出張のための起点は法人事務所とする。

（2） 交通費の支給基準

①起点地から開催地まで片道20Km未満の場合、交通の手段を問わず次のとおりとする。

基準距離		弁償額
2 km 未満		3,000円
2 km 以上	4 km 未満	3,200円
4 km 以上	6 km 未満	3,400円
6 km 以上	8 km 未満	3,600円
8 km 以上	10 km 未満	3,800円
10 km 以上	12 km 未満	4,200円
12 km 以上	16 km 未満	4,500円
16 km 以上	20 km 未満	4,700円

②起点地から開催地まで片道20Km以上の場合

4,700円に1Km当たり30円を乗じた額を加算した額

（この場合、1Km未満の端数は切り捨てる）

③市外地からの出席は、法人の旅費規程を準用する。